



消 防 安 第 1 3 5 号  
平 成 1 4 年 1 2 月 2 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁防火安全室長

消防法施行規則の一部を改正する省令の施行後における  
「防火対象物の管理についての権原の範囲」及び「共同  
防火管理協議会の代表者」に係る運用について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第105号。以下「改正省令」という。）が平成14年10月7日に公布され、防火対象物の管理についての権原の範囲及び共同防火管理協議会の代表者に関し、所要の改正が行われました。本改正内容については、平成15年10月1日に施行するまでの間に、対象となる防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、周知徹底し、その適正かつ円滑な運用が図られる必要があります。

つきましては、下記の事項について留意するとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知するようお願いいたします。

## 記

### 1 防火対象物の管理についての権原の範囲

改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「新規規則」という。）第3条第3項は、平成13年12月26日に提出された消防審議会の答申（以下「答申」という。）において、「小規模雑居ビルの階段等の共用部分については、防火管理について責任を有する管理権原者が必ずしも明確にされていない場合もあることから、その選任に係る指導基準を示す」とされたことを踏まえ、設けられたものである。

このため、同項の規定の運用に際しては、この答申の趣旨を踏まえ、管理権原が分かれている防火対象物の管理権原者に対して、階段室等の共用部分についても、所有形態、管理形態、使用形態等を総合的に考慮して、適切な管理権原者を定めた上で、それぞれの防火対象物の部分（特に共用部分）について、管理権原者の不明な部分が生ずることのないよう、当該権原の範囲をそれぞれの消防計画の中で明示しなければならないものである。

なお、所有者である管理権原者からの消防計画作成（変更）届出書を受付する際には、

防火対象物の階段室等の共用部分の管理権原者に該当する者を確認する必要がある。

また、当該権原の範囲を明示する方法については、別添に例示する方法等によるほか、必要に応じ、図面等を添付するよう指導するものとする。

## 2 共同防火管理協議会の代表者

新規則第4条の2第1項第2号は、答申において、「共同防火管理協議会の代表者については、必ずしも複数の管理権原者を取りまとめるのにふさわしい立場の者が選任されていない場合もあるため、代表者は、所有権を有する者等の主要な管理権原者を有する者とする旨を明確にする必要がある」とされたことを踏まえ、設けられたものである。

このため、同号の運用に際しては、共同防火管理協議会の設置及び運用が適切に行われるようにするため、代表者としては、防火対象物の管理について、各管理権原者間の調整を十分に図ることのできる者がふさわしいものである。

なお、同号の「所有者等その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者」とは、一般的には当該防火対象物の所有者であるが、所有者が当該防火対象物に居住、勤務等していない場合には、共同防火管理協議会の代表者として必要な業務を行うことができないことも想定される。

このため、こうした場合には、例えば、当該防火対象物において、管理すべきテナントの面積及び収容人員の割合が大きく、かつ、テナントの営業時間が、その他の部分の営業時間と幅広く重複している部分の管理権原者がこれに相当するものとして運用するものとする。

## 3 施行前の消防法第8条の2の3第2項の申請における防火対象物の管理についての権原の範囲

消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）による改正後の消防法（昭和23年法律第186号。以下「新法」という。）第8条の2の3第2項の規定の例により、平成15年10月1日前に、優良防火対象物の認定の申請があった場合には、当該申請に係る防火対象物の管理についての権原の範囲を消防機関において把握する必要があるため、上記1を踏まえ、消防計画において、当該権原の範囲を明示するよう指導するものとする。

なお、平成15年10月1日以降においても防火対象物の管理についての権原の範囲が消防計画に定められていない場合には、新法第8条の2の3第6項第3号に該当することになるため、同号に基づき認定を取り消さなければならないものである。